

■ 沖縄県居住支援協議会会則第3章

第3章 役員

(役員の種類別及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計監事 2名

2 会長は、沖縄県土木建築部建築都市統括監の職にある者をもって充てる。

3 その他の役員は、総会で選任する。

4 会計監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

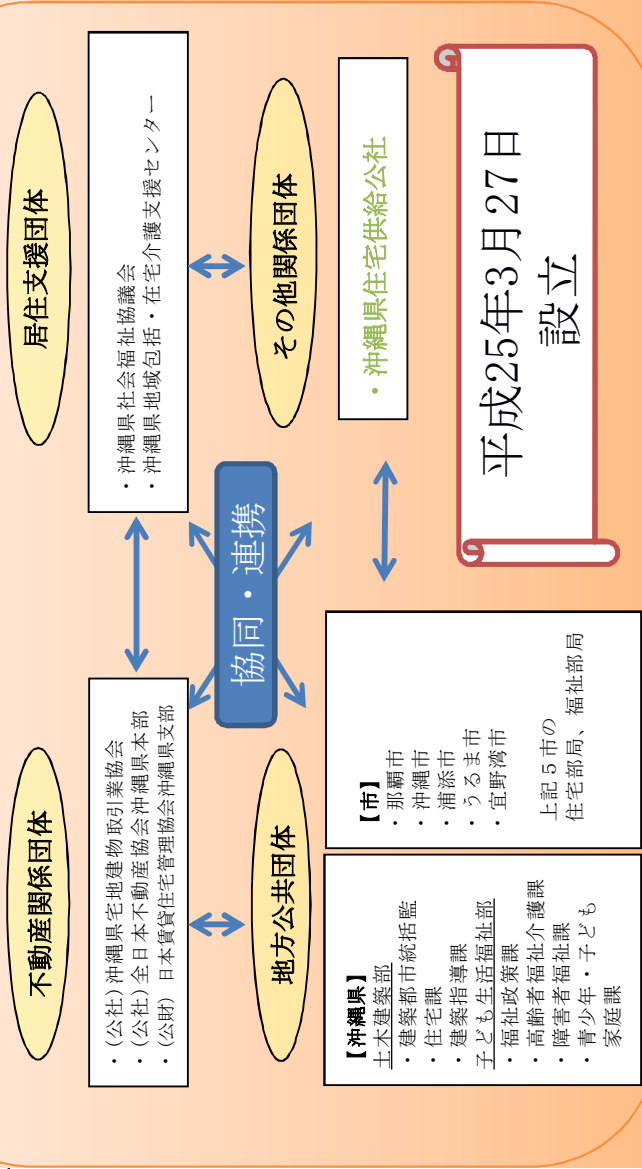
(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。(役員報酬)

第8条 役員は、無報酬とする。
2 役員には費用を弁償することができる。

沖縄県居住支援協議会



・平成27年度及び28年度で役員の任期2年が経過



・平成29、30年度の役員を選任する必要があり、平成29年3月28日(予定)総会にて選任する必要がある。(次頁参照)

- 【会長】 (平成27・28年度)**
 - ・ 沖縄県土木建築部 建築都市統括監
- 【副会長】**
 - ・ 那覇市 福祉部長
 - ・ (公)社) 沖縄県宅地建物取引業協会 副会長
 - ・ 沖縄県社会福祉協議会 事務局長
- 【会計幹事】**
 - ・ 沖縄市 建設部長
 - ・ (公)社) 全日本不動産協会沖縄県本部 本部長
- 【事務局】**
 - ・ 沖縄県住宅供給公社

沖縄県居住支援協議会 役員（平成27年度～平成28年度）

会 長	沖縄県 土木建築部	建築都市統括監
副会長	公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会	副会長
	沖縄県社会福祉協議会	事務局長
	那覇市 福祉部	部長
会計監事	沖縄市 建設部	部長
	公益社団法人 全日本不動産協会沖縄県本部	本部長



沖縄県居住支援協議会 役員 改正(案)（平成29年度～平成30年度）

会 長	沖縄県 土木建築部	建築都市統括監
副会長	公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会	常務理事
	沖縄県社会福祉協議会	事務局長
	那覇市 福祉部	部長（級）
会計監事	沖縄市 建設部	部長（級）
	公益社団法人 全日本不動産協会沖縄県本部	本部長